

平成 28 年 8 月 4 日

伊藤忠連合健康保険組合  
理事長 小寺 明

### 組合同約の一部変更について

当組合同約の一部を次のとおり変更する。

- 組合同約第47条（予備費の費途）中、  
「予備費を充てることのできる費途は、」を「一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、」に改める。  
「(6)事務所費」の次に「(7)連合会費」「(8)雑支出（補助金等返還金支出に限る）」を加える。  
「第1項」の次に「2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次に掲げるものとする。(1)介護納付金 (2)介護保険料還付金」を加える。

この規約は、平成28年 9月 1日から施行されます。

以 上